

## 特定都市再生緊急整備地域の整備計画

整備計画名	東京都心・臨海地域（八重洲地区）整備計画
-------	----------------------

### 都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針<sup>㉠</sup>

- ・日本の経済の中心地である都心から臨海部の一体的な地域について、本社機能の高度な集積や国内外へのアクセス機能、国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力向上に資する先進的なビジネス支援・国際観光・情報発信機能の導入促進、外国人が住みやすい居住環境の充実などを一体的に推進する。
- ・高次の中枢業務機能のほか、商業、居住、教育、文化、交流などの多様な都市機能集積と、国際空港及び地方都市とのアクセスを強化する大規模バスターミナルの整備を通じて、国際的なビジネス機能等を備えた拠点としてふさわしい、景観にも配慮した賑わいと魅力のある都市空間を形成する。

### 都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業<sup>㉡</sup>

No	事業名 <sup>㉢</sup>	事業概要 <sup>㉣</sup>	実施主体 <sup>㉤</sup>	実施期間(年度) <sup>㉥</sup>	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等 <sup>㉦</sup>
①	(仮称) 東京駅前八重洲一丁目東 A 地区第一種市街地再開発事業	施行面積 0.1ha 延床面積 約 2 万㎡	再開発組合	R3～R7(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定： 平成 27 年 9 月 18 日)
②	東京駅前八重洲一丁目東 B 地区第一種市街地再開発事業	施行面積 1.3ha 延床面積 約 22 万㎡	再開発組合	H30～R7(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定： 平成 27 年 9 月 18 日) (事業認可： 平成 31 年 1 月) (事業計画変更認可： 令和 2 年 7 月)
③	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	施行面積 1.5ha 延床面積 約 29 万㎡	再開発組合	H29～R4(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定： 平成 27 年 9 月 18 日) (事業認可： 平成 29 年 4 月) (事業計画変更認可： 平成 29 年 10 月)
④	(仮称) 八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	施行面積 2.2ha 延床面積 約 39 万㎡	再開発組合	R3～R10(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定： 平成 29 年 9 月 12 日)

※事業の位置は別図の通り

### 都市の国際競争力の強化のために必要な公共施設整備に関する事業<sup>㉧</sup>

No	事業名 <sup>㉨</sup>	事業概要 <sup>㉩</sup>	実施主体 <sup>㉪</sup>	実施期間(年度) <sup>㉫</sup>	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等 <sup>㉬</sup>
㉭	(仮称) 八重洲バスターミナル(A)	面積 約 6,000 ㎡	(独)都市再生 機構 (予定)	H26～R7(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 八重洲一丁目バスターミナル (都市計画決定： 平成 27 年 9 月 18 日)
㉮	(仮称) 八重洲バスターミナル(B)	面積 約 7,000 ㎡		H26～R4(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 八重洲二丁目バスターミナル (都市計画決定： 平成 27 年 9 月 18 日)
㉯	(仮称) 八重洲バスターミナル(C)	面積 約 8,000 ㎡		H26～R10(予定)	( 変更： 平成 29 年 9 月 12 日)

※事業の位置は別図の通り

### 上記の事業により整備された公共施設整備の適切な管理のために必要な事項<sup>㉯</sup>

八重洲バスターミナルは、3つの再開発事業において地下部分に整備されるバスターミナル施設床を(独)都市再生機構(予定)が一体的に保有し、一体的かつ安定的な運営を図ることのできる者を選定しながら、公共的インフラとして良好な維持・管理を行う。

### その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共施設整備等の推進に関し必要な事項<sup>㉰</sup>

- ・国際都市東京の玄関口として、空港直結バスや各地方都市と結ぶ高速乗合バスの集積、さらには都市観光に資する観光バスの発着場など、広域交通の結節点としてのターミナル機能を形成するとともに、東京駅八重洲側の道路環境の改善、駅前景観の向上を図る。
- ・サインの共通化や案内案内・チケットカウンターの設置にあたっては、外国語表記やユニバーサルデザインを取り入れた案内看板の設置により、外国からの来訪者や外国人居住者が活動しやすい環境の整備を図る。
- ・上記の都市開発事業及び公共施設整備にあたっては、外国語による地域の情報発信及び外国企業・外国人来訪者の受け入れ体制の構築、外国語情報板・案内板の設置等の国際ビジネス環境等改善に資する取組や、国内外でのプレゼンテーション及び地域の PR イベントの開催等のシティセールスに係る取組を行うなどにより、外国からの来訪者、外国人居住者に十分配慮するものとする。

# 東京都心・臨海地域（八重洲地区） 整備計画区域図

